



☞

下毛野朝臣古麻呂  
(しもつけぬのあそんこまる)  
(大宝律令の選定に携わった  
下野市ゆかりの人物)

自治基本条例第9条では、市民の皆さんに行政への参画の機会を提供するよう定めているんだ。市民参画はさまざまな形がありますが、まずは、市民の皆さんの参画の芽を育てることが大切だね。  
一部事例をおりませながら紹介をするので、皆さんにあった参画手法を見つけてみよう！

【参考】 直近の市民意見の公募(以下、パブリックコメント)結果  
平成28年度 9の計画等 ← 11名の方から延べ50件  
平成27年度 14の計画等 ← 9名の方から延べ60件  
※下野市では、協働のまちづくりをより一層進めるため、市政への意見提出手続きとして「パブリックコメント手続」を制度化しています。

## 多様な市民参画でつくる下野市の未来～例えば第二次総合計画～

総合計画に限らず、多様な市民参画の機会があることで、幅広い年代から意見が出ているね。他に、新庁舎建設時に行われた中学生ワークショップの結果では、旧日光街道の継承や喫茶スペース設置、太陽光発電等が取り入れられたよ。



第二次総合計画は平成26年度の中学生・高校生アンケートを皮切りに、中学生ワークショップ、市民意識調査、関係団体懇談会、市民懇談会を行い素案作りを進めました。

平成27年度からは8回に及ぶ総合計画審議会(含公募委員4名)を開催し、計画案を取りまとめ、パブリックコメント、市民説明会を経て市議会で議決後、計画が策定されました。

☞ 参画とは、市民が市の政策の課題発見、解決策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に自らの役割と責任を自覚して、自主的、主体的に関わることをいいます。



中学生ワークショップの様子

### 第二次 総合計画の策定過程



### (参画)

第9条 市は、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。  
2 市民は、まちづくり及び市政に関心や問題意識を持ち、積極的な参画に努めるものとする。

### (意見募集)一部抜粋

第31条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に広く影響を与えるものについて、市民に情報提供を行い、広く意見を求めるものとする。



つながッテルね!  
条例9条  
31条